

第 10 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画について

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び、介護保険法第 117 条に基づき策定されるものです。また、3 年を 1 期として更新を重ね、現在、高齢者福祉計画は第 9 次、介護保険事業計画は第 8 期にあたります。このたび、令和 6～8 年度の 3 年間ににおける高齢者福祉・介護の各施策の統合的な推進と、介護保険事業の円滑な実施を図るため、第 10 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画を策定するものです。

(老人福祉法第 20 条の 8)
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。
(介護保険法第 117 条)
市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【高齢者福祉計画】

65 歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいくくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る施策全般を範囲とし、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。

【介護保険事業計画】

65 歳以上の要介護等認定者（40～64 歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む）ができる限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめるものです。

【策定までの流れ・体制】

